

○鳥羽志勢広域連合職員の給与の支給に関する規則

〔平成11年4月1日
規則第6号〕

改正 平成16年10月1日規則第8号

鳥羽志勢広域連合職員の給与の支給については、志摩市職員の給与の支給に関する規則（平成16年志摩市規則第45号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月1日規則第8号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。